

## 公益財団法人三重県産業支援センター広報紙「MIESC」チラシ同封にかかる取扱要領

制定 平成 30 年 8 月 24 日

改正 平成 31 年 1 月 15 日

改正 令和 2 年 6 月 24 日

改正 令和 2 年 9 月 7 日

### (目的)

第 1 条 この要領は、公益財団法人三重県産業支援センター（以下「財団」という。）が発行する広報紙「MIESC」を特別情報会員、官公庁、関係団体等へ発送する際、チラシを同封することを適正に行うため、公益財団法人三重県産業支援センター広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づくチラシの同封にかかる取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (同封するチラシの規格及び枚数)

第 2 条 要綱第 4 条に規定する同封できるチラシは次の各号のとおりとする。

- (1)同封するチラシは 角 2 封筒（240 ミリ×332 ミリ）に収まるサイズとし、重さは 1 部あたり 30 グラムまでとする。
- (2)1 号あたりの同封できるチラシは申込者 1 者あたり 1 種とする。
- (3)文字又は画像で表示されたものとする。

### (広告の掲載時期)

第 3 条 財団は、広報紙を原則として年 3 回（7 月下旬・11 月下旬・2 月下旬）発行し、発行時に要綱第 5 条に規定するチラシを同封するものとする。ただし、財団の都合により、広報紙の発行時期、発行回数について変更することがある。

2 本条第 1 項ただし書より、広報紙の発行時期または発行回数に変更となった場合、チラシ同封にかかる申込者に損害やトラブル等について、財団は一切責任を負わないものとする。

### (広告の募集方法等)

第 4 条 要綱第 6 条に規定するチラシ同封を希望する者（以下「広告主」という。）の募集は、財団ホームページ、募集チラシ等により公募するものとする。

2 チラシ同封の件数は号ごとに財団が決定し、公募時に公表するものとする。

3 前項の募集への申し込みは、原則として発行月の前月 10 日までに「広報紙『MIESC』チラシ同封申込書(別紙様式第 1 号)」によりチラシのサンプルを添付のうえ行うものとする。

### (チラシ作成)

第 5 条 チラシ作成は、広告主が行うものとする。

2 前項の規定により作成するチラシ作成に要する経費は広告主が負担するものとする。

- 3 広告主はイラストや画像を使用する場合は、これらを使用する権利が広告主に帰属するものでなければならない。
- 4 広告主は第7条第2項により決定通知を受けたチラシを財団が指定する場所に、財団が指定する期日までに、財団が指定する枚数を提出しなければならない。

(決定及び結果通知)

- 第6条 第5条第2項によるチラシ同封の申し込みがあった場合は、募集期間終了後、第13条により審査し、要綱第7条第1項に規定する順位によりチラシ同封を決定する。
- 2 前項の規定により決定したときは、その結果を「広報紙『MIESC』チラシ同封申込結果通知書(別紙様式第2号)」により広告主に通知する。

(チラシ同封料金)

第7条 チラシ同封料金は次の各号のとおりとする。

- (1)1号あたり1枚12,000円(消費税及び地方消費税を含まない)とする。ただし、特別情報会員は1号あたり1枚6,000円(消費税及び地方消費税を含まない)とする。
- (2)広告主は、前号の規定によるチラシ同封料金を、財団が指定する日までに、財団が発行する請求書により納入するものとする。この場合、納入に必要な手数料の経費は広告主の負担とする。

(チラシ同封の取り消し)

- 第8条 財団は、同封を決定したチラシが次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちにチラシ同封を取り消すことができるものとする。
- (1)要綱第8条第1項第1号の規定により定められた期日までにチラシが提出されないとき
  - (2)要綱第3条の規定に反すると判断したとき
- 2 財団は、前項の規定によりチラシ同封を取り消した場合は、当該広告主に対してその理由を付して「広報紙『MIESC』チラシ同封取消通知書(別紙様式第3号)」により通知する。
  - 3 第1項の規定に基づいてチラシ同封を取り消したことにより、広告主が損害を受けることがあっても、財団はその賠償の責を負わない。
  - 4 財団は、第1項の規定によりチラシ同封を取り消した場合で、すでにチラシ同封料金が納付されているときは、納付済みの料金を広告主に返還しない。

(チラシ同封の取り下げ)

- 第9条 広告主は、自己の都合によりチラシ同封を取り下げることができるものとする。
- 2 広告主は、前項の規定によりチラシ同封を取り下げるときは、「広報紙『MIESC』チラシ同封取り下げ書(様式第4号)」により、財団が指定する日までに申し出なければならない。

(チラシ同封料金の返還)

第 10 条 財団の都合によりチラシ同封ができなくなった場合で、すでにチラシ同封料金が納付されているときは納付済みの料金を返還することができる。

2 前項の規定により返還する料金には、利子は付さない。

(広告主の責務)

第 11 条 広告主は、広告内容その他広告表示に関するすべての事項において、一切の責任を負うものとし、第三者の権利侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

2 広告の表示により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(審査)

第 12 条 要綱第 11 条の規定により、広報紙『MIESC』に同封するチラシの審査は、事務局にて行う。

2 事務局は必要に応じて、財団等の関係者にチラシの内容に関する意見を聞くことができる。

(事務局)

第 13 条 審査業務を担当する事務局は、総務企画課とする。

(協議)

第 14 条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、財団と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(管轄裁判所)

第 15 条 この要領に定めるチラシ同封に関する訴訟については、津地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

この要領は、平成 30 年 8 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 1 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 9 月 7 日から施行する。